

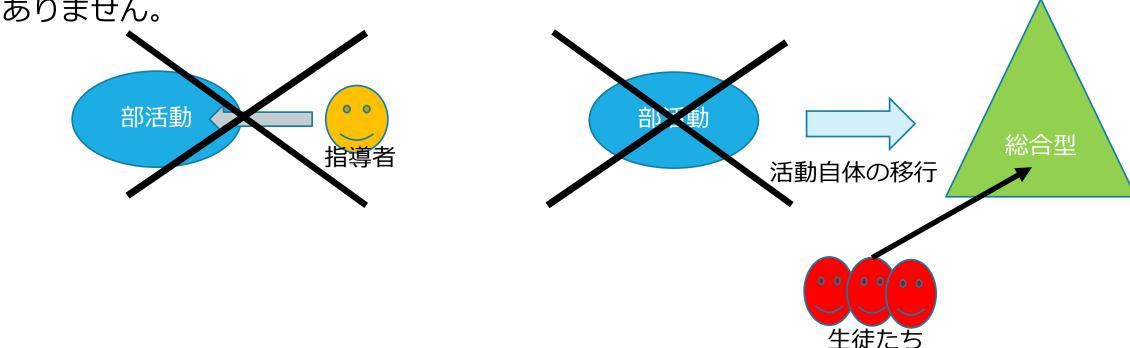
総合型への移行について

部活動の移行

本日の話の前提は、部活動の内容を総合型地域スポーツクラブへ移行しま す。学校の部活動として行わず、総合型の活動に学生が参加する。

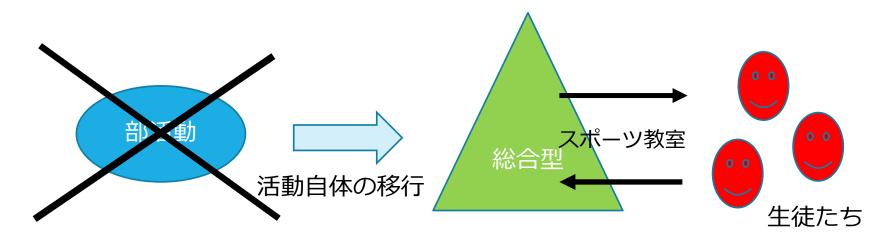
けして部活動に総合型地域スポーツクラブの指導者が派遣されることでは

ありません。



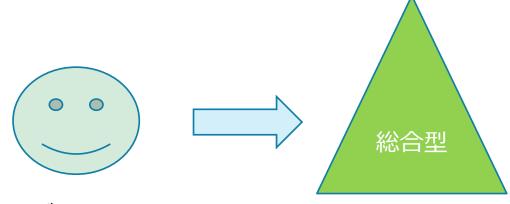
部活動の移行

移行後は、総合型のスポーツ教室事業となるため、学校はこの活動に何ら関係はありません。あくまでも総合型の活動として地域の子供達(学生たち)にスポーツ活動等を指導していることになります。但し、学校は「場所貸し」として、この活動に関わります(従来通り、地域の団体に施設を貸すことと同じです)。



ボランティアとして

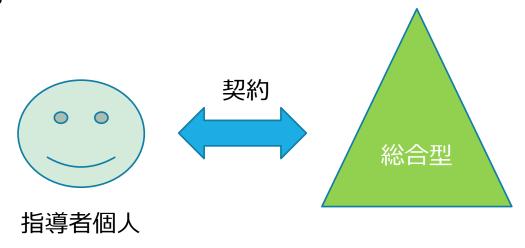
総合型の事業となるため、原則、教員としてこの事業(部活動)に関わる事はありません。もし関わりたいという場合は、教員の立場ではなく、あくまでも地域住民の一人として、総合型に関わることができます。ボランティア(無償)であれば、あくまでも個人としての活動です。



ボランティア 教員としての立場ではなく、 地域住民として参加。

有償指導者として

もしその指導に対して報酬を得る場合は、あくまでも指導者個人と総合型との契約です。スポーツ指導者の場合、業務委託契約を結び、指導を行っている場合が一般的です。これは総合型において外部の指導者等と契約することと同じことです。



注意点

有償指導として報酬を得る場合、教員は兼業に関して事前に学校又は教育委員会等へ届出、若しくは許可等を得る必要があります(ルールを遵守)。

⇒ここがクリアにならないと、そもそも有償指導はできません。

また総合型との契約は、一般的に業務委託契約(個人事業主)であり、雇用契約ではありません。ただしこれは文面上の話ではなく、その業務内容によって判断されるため、「労働者性」が認められるような内容ではないこと(例えば、指揮命令がクラブに有る場合は労働者性あり など)。

業務内容は、事前に総合型としっかりと話し合い、契約すること(また実際の働き方においても注意すること)。

注意点

総合型としては、次のようなことに注意する。

- ・税務処理(源泉徴収等)
- ・保険の加入
- ・法人化(権利義務の主体として)

指導者としては、次のようなことに注意する。

- ・税務処理(2者以上から報酬を得る場合)
- ・個人事業主として

ポイント

- ・部活動を総合型に完全移行する(学校の活動ではない)。
- ・ (有償指導の場合) 教員が指導する場合は、兼業の確認をとる。
- ・指導者と総合型において、業務委託契約を締結する(総合型は法人化)。
- ・(有償指導の場合)正しいルール(特に税務処理)に則る。
- ・業務内容に注意する(指揮命令の有無等)。